

(1) 鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲制限等に関する法律(以下「法」という。)第15条に基づき指定区域の捕獲等の制限、法第18条に基づき捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づき鳥獣の保護区域における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

(1) 鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲制限等に関する法律(以下「法」という。)第15条に基づき指定区域の捕獲等の制限、法第18条に基づき捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づき鳥獣の保護区域における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築
ア 河川の一部が農林業等に誘導されている場合、その環境の整備等により、鳥獣の捕獲制限等に関する法律(以下「法」という。)第15条に基づき指定区域の捕獲等の制限、法第18条に基づき捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づき鳥獣の保護区域における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築
ア 河川の一部が農林業等に誘導されている場合、その環境の整備等により、鳥獣の捕獲制限等に関する法律(以下「法」という。)第15条に基づき指定区域の捕獲等の制限、法第18条に基づき捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づき鳥獣の保護区域における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲制限等に関する法律(以下「法」という。)第15条に基づき指定区域の捕獲等の制限、法第18条に基づき捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づき鳥獣の保護区域における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲制限等に関する法律(以下「法」という。)第15条に基づき指定区域の捕獲等の制限、法第18条に基づき捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づき鳥獣の保護区域における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。

狩猟の役割とその適正化
イ 狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数を管理し、鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の担い手としての役割を果たしている。このため、法第39条に基づき狩猟免許、法第55条に基づき狩猟者登録制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に對して法を予防の徹底に努め、狩

狩猟の役割とその適正化
イ 狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数を管理し、鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の担い手としての役割を果たしている。このため、法第39条に基づき狩猟免許、法第55条に基づき狩猟者登録制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に對して法を予防の徹底に努め、狩

正化を図るものとする。
 ウ 科学的・計画的な保護管理の進め方
 人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護管理はもとより、有害鳥獣の捕獲について科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性を高めるものとする。
 エ 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備
 鳥獣の科学的・計画的な保護管理の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携及び鳥獣保護センターの活用を図るなど組織体制の充実を図るものとする。
 また、保護管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護員、技術者及び鳥獣の保護管理の一端を担い得る狩猟者の育成を図り、併せて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究、実情把握の充実を進めるものとする。
 (3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等
 鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やNGOとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減を図る等、鳥獣の保護管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。
 (4) 関係主体の役割の明確化と連携
 国、地方公共団体、事業者、市民及び民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護事業の効果的な実施を図るものとする。
 第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施
 を進めるものとする。
 以下各区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。
 1 制度上の区分に応じた保護管理
 (1) 希少鳥獣
 ① 対象種
 環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき定められている並びに都道府県版のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

正化を図るものとする。
 ウ 科学的・計画的な保護管理の進め方
 人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護管理はもとより、有害鳥獣の捕獲について科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性を高めるものとする。
 エ 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備
 鳥獣の科学的・計画的な保護管理の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携及び鳥獣保護センターの活用を図るなど組織体制の充実を図るものとする。
 また、保護管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護員、技術者及び鳥獣の保護管理の一端を担い得る狩猟者の育成を図り、併せて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究及び地域における個体数の推計等の生息情報を整備等を進めることにより、鳥獣の保護管理の充実を図るものとする。
 (3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等
 鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やNGOとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。
 (4) 関係主体の役割の明確化と連携
 国、地方公共団体、事業者、市民及び民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護事業の効果的な実施を図るものとする。
 第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施
 を進めるものとする。
 以下各区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。
 1 制度上の区分に応じた保護管理
 (1) 希少鳥獣
 ① 対象種
 環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに都道府県版のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

また、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとす。国の希少鳥獣は法第7条第5項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第4条に基づく自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき、環境大臣による国内希少野生動物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県において、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護管理に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき定めらるものとする。

また、国は、鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基き、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向及び捕獲難易度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。
イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとして、その捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。国の希少鳥獣は法第7条第5項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等を行うこととする。

特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)に基づき、環境大臣による国内希少野生動物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県において、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護管理に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣とし、狩猟鳥獣は法第2条第3項に基づき定めらるものとする。

また、国は、鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基き、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向及び捕獲難易度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1) 次のアまたはイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。
イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、一般的に狩猟の対象となり得るものとして、その捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

把握に努めるものとする。
国は全国的な狩猟鳥獣保護の見地から必要に応じて捕獲等の制限を行うとともに、都道府県においても休猟区や捕獲等の制限等の活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

さらに、都道府県は被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣
① 対象種
② 管理の考え方

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全法第4条に基づき自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)及び特定外来生物被害防止基本方針に基づく特定外来生物の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

なお、都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に当該都道府県の外部から導入され、当該都道府県で被害を生じさせている鳥獣についても、必要に応じて上記に準じて都道府県は捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣
① 対象種
② 保護管理の考え方

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく減少

把握に努めるものとする。
国は全国的な狩猟鳥獣保護の見地から必要に応じて捕獲等の制限を行うとともに、都道府県においても休猟区や捕獲等の制限等の活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

さらに、都道府県は被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣
① 対象種
② 管理の考え方

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)に基づき特定外来生物の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

なお、都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に当該都道府県の外部から導入され、当該都道府県で被害を生じさせている鳥獣についても、都道府県において必要に応じて上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣
① 対象種
② 保護管理の考え方

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少

している一般鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方

(1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣
隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しない対策及び望まない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者及び専門家が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の長期の有無、生息状況、繁殖力、地域個体的に勘案し、広域的な被被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な被被害の方向性を示す広域保護管理指針(以下「広域指針」という。)やそれと整合した取組による保護管理を進められることとなる。この場合、効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るものとする。

(2) 保護管理について特に配慮が必要な鳥獣
半島や離島の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣や地域個体群の維持に留意すべきであるが、当該地域個体群が鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、都道府県において特定計画の作成や、必要に応じて捕獲数制限のための入猟者承認制度を活用することとなる。

(3) 渡り鳥及び海棲哺乳類
国境を越えて移動する渡り鳥や海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下のように適切な保護管理に努めるものとする。

① 我が国に渡来する渡り鳥の保護については、関係国との国際的な連携・協力を図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を進める。

② 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの影響等を踏まえ、必要な保護管理方針を検討し、地域個体群の存続を図る。なお、国は法第80条に基づき法の適用除外となる鳥獣であつて、その生息や保護管理の状況については、関係行政機関との連携・協力による適切な保護管理が行われたいと認められるときは、速やか

増加又は減少している鳥獣については特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方

(1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣
隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しない対策及び望まない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者及び専門家が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の長期の有無、生息状況、繁殖力、地域個体的に勘案し、広域的な被被害の方向性を示す広域保護管理指針(以下「広域指針」という。)やそれと整合した取組による保護管理を進められることとなる。この場合、効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るものとする。

(2) 保護管理について特に配慮が必要な鳥獣
半島や離島の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣や地域個体群の維持に留意すべきであるが、当該地域個体群が鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、都道府県において特定計画の作成や、必要に応じて捕獲数制限のための入猟者承認制度を活用することとなる。

(3) 渡り鳥及び海棲哺乳類
国境を越えて移動する渡り鳥や海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下のように適切な保護管理に努めるものとする。

① 我が国に渡来する渡り鳥の保護については、関係国との国際的な連携・協力を図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を進める。

② 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの影響等を踏まえ、必要な保護管理方針を検討し、地域個体群の存続を図る。なお、国は法第80条に基づき法の適用除外となる鳥獣であつて、その生息や保護管理の状況については、関係行政機関との連携・協力による適切な保護管理が行われたいと認められるときは、速やか

適用除外種の見直しを検討する。

3. 鳥獣保護に関する調査研究の推進
科学的・計画的な鳥獣保護事業を推進するためには、これらを支える鳥獣の分布や植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会的な情報も必要である。

また、自然界という不確実な対象を扱うため、事業の実施状況についてモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。

このため、国及び都道府県は関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。さらに、効果的なモニタリング手法の開発等鳥獣保護管理に資する研究についても推進するものとする。

また、国は、鳥獣の生態、生息状況及び捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣保護管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。

さらに、II第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地などの情報収集及び分析を行うための情報収集を進めるものとする。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類などこれまでの情報収集が少くない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種について適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報収集の収集を図るものとする。

第三 特定計画制度の推進

1. 広域的な鳥獣保護管理の考え方

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方
隣接する都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群(以下、Iにおいて「地域個体群」という。)の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性・被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、これらの方を踏まえ、広域保護管理指針の作成による保護管理に努めるものとする。

① 広域保護管理指針の作成

3. 鳥獣保護に関する調査研究の推進
科学的・計画的な鳥獣保護事業を推進するためには、鳥獣の分布や植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会的な情報も必要である。

また、自然界という不確実な対象を扱うため、事業の実施状況についてモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。

このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。さらに、効果的なモニタリング手法の開発等鳥獣保護管理に資する研究についても推進するものとする。

また、国は、鳥獣の生態、生息状況及び捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣保護管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。

さらに、II第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地などの情報収集及び分析のため、標識調査に加えて、発信機を使用した調査等により、きめ細かな情報収集を進めるものとする。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報収集が少くない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種の見直しを進めるものとする。

第三 特定計画制度の推進

1. 広域的な鳥獣保護管理の考え方

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方
隣接する都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群(以下、Iにおいて「地域個体群」という。)の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性・被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、これらの方を踏まえ、広域保護管理指針の作成による保護管理に努めるものとする。

① 広域保護管理指針の作成